

【別添2】

新潟県内における建築物解体等の作業に係る不適正事案（概要）

【事例1 ～事前調査実施者の知識不十分により発生した事案～】

（令和4年9月 新発田地域振興局管内）

1 事案発覚の経緯

- ・県が立入検査を行った解体現場で、養生区域内の建材が既に剥がれている箇所があり、過去に不適正な処理が行われていた可能性のある案件があった。
- ・県がアスベスト除去業者Aから話を聞いたところ、過去に現場に入っていた業者がこのような作業をしていたのではないかとのこと。

2 事前調査について

- ・法令改正前の令和4年1月に元請業者Bが事前調査を実施。配管エルボの石綿含有を確認し、労基に届出
- ・除去業者Aが作業を進める工程で解体建築物の天井材と壁ボードを剥いだ際、天井裏に吹付を確認したため、作業をストップ
- ・天井裏吹付の分析を実施したところ、石綿含有が確認されたため、労基と県へ再度届出

3 事案の問題点

- ・元請業者Bの知識不足：
元請業者Bが事前調査の際、天井裏の吹付材については（天井材に覆われていたため）気がつかなかった。また、解体前の写真もなく、Bは調査実施のための十分な知識を有していなかった。

4 県及び労基による指導

- ・適切な事前調査を実施するよう指導するとともに、事前調査に係る資格を取得するよう助言
- ・施工前の写真を残すよう助言

5 その他

- ・天井材と壁ボードについてはアスベスト有とみなして解体・処分を実施。
- ・立入時はしっかり養生等されていた。
- ・県と労基では、現場の状況から建築当初から今般解体時まで除去作業（不適切な石綿除去）は実施されず、また、吹付石綿の飛散もなかったものと判断した。

【事例2 ～事前調査結果の確認不足により発生した事案～】

(令和4年9月 南魚沼地域振興局管内)

1 事案発覚の経緯

- ・ 県（地域整備部）に、レベル3の石綿が含まれる外壁材を石綿含有無しとして解体している、との通報があった。
- ・ 県が現地確認したところ、当該建物は下屋と母屋が存在し、下屋は解体済み。母屋は屋根のみ残し、壁等は解体済み
- ・ 解体業者から聞き取ったところ、下屋は外壁塗装剤に石綿含有(レベル3相当)と見なして、飛散防止対策を講じたうえで解体済みとのこと。母屋の外壁については石綿が含まれていない、と不動産会社から聞いているとのこと。

2 調査結果について

- ・ 県が関係者から石綿の分析結果を入手したところ、母屋の外壁材について石綿(クリソタイル)検出との結果

3 事案の問題点

- ・ 解体業者の確認不足：
解体業者は、下屋については石綿含有の認識はあったが、母屋については分析結果を確認しておらず、現地での目視調査やサンプリングによる分析もしていなかったとのこと。

4 県による指導

- ・ 解体現場の敷地境界で石綿の環境測定を実施し、結果が判明するまで現場作業は中断するよう指示
- ・ 外壁の解体残渣については、直ちに回収し二重袋に入れ密栓する他、シート掛けをする等、飛散防止対策を施すよう指示
- ・ 石綿事前調査結果の掲示看板を、「石綿あり」と記載を直すよう指示。
- ・ 今後は事前調査結果をしっかりと確認するよう指示
- ・ 今回の顛末について解体業者から報告を徴収し、嚴重注意文書を発出

5 その他

- ・ 解体業者が周辺環境調査を実施し、全地点で10本/㎡未満